

令和元年6月

刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況：



(4月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	17	43	+4	建設業計	3	11	+5
食料品	3	7		土木	1	2	-2
繊維			-1	建築	1	4	+3
木材・木製品			-1	その他	1	5	+4
製紙・印刷		2	+2	交通・運輸業	4	19	-6
化学	1	6	+2	陸上貨物業			-1
窯業・土石	1	4	+3	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	1	3	-1	商業	12	25	+11
金属製品	3	6	-1	接客・娯楽業	1	7	+3
一般機械	1	3	+1	清掃業		2	-5
電気機械							
輸送用機械	7	10	-1	上記以外	2	10	-3
その他製造		2	+1	合計	39	117	+8

※ 本統計は、平成31年4月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

平成31年の休業4日以上の労働災害については、月による増減はありますが、4月末現在では増加傾向にあります。昨年から13次防の中長期計画により災害減少について、事業場に対し、指導を進めていますが、13次防の年間計画(労働災害発生件数を年間372件以下とする。)達成のためには、さらなる労働災害防止のための取り組みが求められています。刈谷署管内では、特に転倒災害が多く発生しているところですが、転倒災害に限らず、刈谷署管内で、死亡災害はもちろんのこと、不休災害まで含めた労働災害の撲滅に向け、「労働災害は撲滅出来る」との強い信念を持ち、取り組みをお願いします。

□ 今日のトピックス

☆ 6月は「STOP! 転倒災害プロジェクト 重点取組期間」です！

転倒災害は、刈谷署管内での休業4日以上の災害の中で、事故の型別では最も多く発生しており、全体の約27%を占めています。事業場内の労働者の構成割合で高齢者が占める割合が高くなっている現状では、今後も転倒災害が増加してくると思われます。作業計画を検討する中で、時間に余裕を持った行動が取り、作業に見合った服装等で転倒災害を防ぐようお願いします。

愛知労働局HPには、「転倒予防体操」もアップしていますので、そちらも参考にしてください。(身体に無理のない範囲での取り組みをお願いします。)

転倒予防体操 愛知労働局



☆ 労働保険の年度更新が始まります！！

今年度の労働保険の年度更新が6月3日(月)から受付が始まります。受付期間は、7月10日(水)までですが、期日終了間際は、通常窓口が混雑してきます。7月1日(月)から7月10日(水)は、刈谷労働基準監督署会議室において、専用の受付窓口を設定し、多くの受付に対応させていただき予定ですが、事業場におかれましても、申告は、早めに行っていただきますようお願いいたします。

年度更新

愛知労働局



平成30年労働災害発生状況

平成30年1月1日から同年12月31日までに発生した休業4日以上 の災害の発生件数が確定しましたので、その状況について、お知らせします。

(確定値)

業種	累計	前年同期	対前年増減数	業種	累計	前年同期	対前年増減数
製造業計	184 (1)	205 (2)	-21 -1	建設業計	30 (1)	34 (2)	-4 -1
食料品	27	48	-21	土木	8	4	+4
繊維	2	4	-2	建築	15 (1)	25 (2)	-10 -1
木材・木製品	2	2		その他	7	5	+2
製紙・印刷	4	6	-2	交通・運輸業	67	61	+6
化学	13	19 (1)	-6 -1	陸上貨物業	3	8 (1)	-5 -1
窯業・土石	11	9	+2	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	11	12 (1)	-1 -1	商業	60	67	-7
金属製品	42	37	+5	接客・娯楽業	26	25	+1
一般機械	15	11	+4	清掃業	26	25 (2)	+1 -2
電気機械	4	3	+1 +1				
輸送用機械	44	42	+2	上記以外	72	63	+9
その他製造	9	12	-3	合計	468 (2)	488 (7)	-20 -5

※ 本統計は平成31年3月末までの労働者死傷病報告(休業4日以上)の受付件数で集計しています。

()内は、死亡者数を内数で表しています。

この統計表についてのお問い合わせは、刈谷労働基準監督署(0566-21-4885)にお尋ね下さい。



その他のお知らせ



外国人労働者相談コーナーの開設について

平成31年4月より、刈谷労働基準監督署内にポルトガル語の通訳員が外国人労働者相談員として配置され、ポルトガル語を母国語とする方からの相談をポルトガル語でお聞きすることができるようになりました。外国人労働者相談員が当署内に在庁し相談を受け付けている曜日と時間は、毎週月、木曜日の午前9時30分から午後4時までとなっています。労働条件の問題でポルトガル語の通訳を必要とする方は、上記の時間にご来署下さい。

À partir de Abril de 2019, com a contratação de uma intérprete em português, como conselheira dos trabalhadores estrangeiros, na Inspeção de Normas Trabalhistas de Kariya, está disponível o atendimento aos trabalhadores cuja língua materna seja o português. O dia e horário de atendimento com a conselheira dos trabalhadores estrangeiros é: toda segunda-feira e quinta-feira, das 9:30 às 16:00. Para as pessoas que necessitam de interpretação em língua portuguesa, nos problemas com as condições trabalhistas, dirija-se à Inspeção nesse horário.

労働時間相談・支援班の活動について

働き方改革関連法改正の施行について、各事業場で取り組みを進めていただいていると思いますが、取り組みの中で、これからどのように取り組みを進めるか、あるいは、問題点の解決など、お困りごとの解決や「AICHI WISH」プログラムを通じた事業場への支援をアドバイスする労働時間相談・支援班が刈谷労働基準監督署内に構成され、昨年以上に人員を増員して取り組みをしているところです。

企業の働き方改革に、労働基準監督署の労働時間相談・支援班をご利用ください。